

「ケアハウス九頭竜」 利用料金表

(改正令和7年12月 17日改正)

令和7年4月1日より適用

① 基本料金

● 一般入居者(月額料金)

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000 円	48,764 円	32,800 円	91,564 円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000 円	48,764 円	32,800 円	94,564 円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000 円	48,764 円	32,800 円	97,564 円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000 円	48,764 円	32,800 円	100,564 円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000 円	48,764 円	32,800 円	103,564 円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000 円	48,764 円	32,800 円	106,564 円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000 円	48,764 円	32,800 円	111,564 円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000 円	48,764 円	32,800 円	116,564 円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000 円	48,764 円	32,800 円	121,564 円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000 円	48,764 円	32,800 円	126,564 円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000 円	48,764 円	32,800 円	131,564 円
12	2,500,001～2,600,000円	57,000 円	48,764 円	32,800 円	138,564 円
13	2,600,001～2,700,000円	64,000 円	48,764 円	32,800 円	145,564 円
14	2,700,001～2,800,000円	71,000 円	48,764 円	32,800 円	152,564 円
15	2,800,001～2,900,000円	78,000 円	48,764 円	32,800 円	159,564 円
16	2,900,001～3,000,000円	85,000 円	48,764 円	32,800 円	166,564 円
17	3,000,001円以上	91,341 円	48,764 円	32,800 円	172,905 円

● 特定施設入居者生活介護対象者(月額料金)

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000 円	48,764 円	32,800 円	91,564 円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000 円	48,764 円	32,800 円	94,564 円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000 円	48,764 円	32,800 円	97,564 円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000 円	48,764 円	32,800 円	100,564 円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000 円	48,764 円	32,800 円	103,564 円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000 円	48,764 円	32,800 円	106,564 円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000 円	48,764 円	32,800 円	111,564 円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000 円	48,764 円	32,800 円	116,564 円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000 円	48,764 円	32,800 円	121,564 円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000 円	48,764 円	32,800 円	126,564 円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000 円	48,764 円	32,800 円	131,564 円
12	2,500,001円以上	54,600 円	48,764 円	32,800 円	136,164 円

〈備考〉・ 事務費、生活費は福井市が定める料金です。

・ 上記は月額料金です。

・ 「対象収入」とは、前年の収入から所得税・住民税等の租税、社会保険料、医療費、当施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入です。

・ ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個別の対象収入とします。なお、その額が150万円以下の場合は、ご夫婦のそれぞれの事務費は30%減額した7,000円となります。

・ 11月から3月の期間は冬季加算(4,220円/月)を別途徴収させていただきます。

・ 月の途中で入居もしくは退居された場合は、日割り計算とします。

・ 「特定施設入居者生活介護対象者」の方は②介護保険利用料金がかかります。